## 「手話言語法(仮称)」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使う人達にとって、聞こえる人達の音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

国連総会で、2006(平成18)年12月に採択され、2008(平成20)年に発効した『障害者の権利に関する条約』第2条には、「言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011(平成23)年8月に改正された『障害者基本法』の第3条第3項には、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と定められた。

また、同法第22条では国及び地方公共団体に対して、情報取得や意思疎通を図ることができるようにするため、情報提供施設の整備や意思疎通仲介者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じることを義務づけていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって、本町議会は、国会及び政府が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法(仮称)」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日

大阪府:能勢町議会

送付先:衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

## 山口 禎 町長に対する問責決議

平成26年3月議会において、「町長は、再三の注意にもかかわらず、議会に対する重要施策の説明責任の欠如など議会軽視が見受けられ、町政運営の最高責任者としての自覚に欠けて町民や議会に不信と不安を招いた」ことから、山口 禎 町長に対する問責決議を可決したところである。

しかし、その後も山口町長が、議案審議や一般質問において次のような自己の政治責任を認識しない不適切な答弁に終始したことは、誠に遺憾である。

- 1、自身で精査のうえ出した結論にもかかわらず、平成26年8月議会での「私の意に反して1小学校1中学校になった」という意味の新学校に関する責任回避発言。
- 2、平成26年6月議会において全会一致で可決された、一般会計補正予算(第1号)に対する附帯決議の不実行という議会軽視。
- 3、部外者(地域再生マネージャー)に重要な行政情報が集中する町長室に隣接した場所を貸与するという、便宜供与とも疑念を持たれるような常識を欠く行為。
- 4、今議会に提案された「能勢町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について」の審議における、 議案内容の一部を議会に委ねるという提案責任を放棄する答弁。
- 5、任期の折り返し点を過ぎようとする現時点においても、副町長に関する人事案件を議会に提案さえできない決断力のなさ。

山口町長が先の問責決議を重く受け止め、自治体の長たる立場と責任を認識し町政運営にあたってきたのか甚だ疑問であり、山口町長に能勢町の将来を託すことについては、大きな不安を抱くところである。

よって、山口町長に対し、町政運営の最高責任者として自身の立場を見つめ直し猛省のうえ真摯な姿勢で町政に向かうことを求め、再度その責任を強く問うものである。

以上、決議する。

平成26年9月25日

能勢町議会